

# 新型コロナウイルス感染症 発生時の対応について

石巻保健所 疾病対策班

## 本日の内容

- ①新型コロナウイルス感染症の感染対策について
- ②患者発生時の対応について
  - (1) 保健所の対応
  - (2) 施設での対応

# なぜ感染症対策が必要なの？



「感染症対策は管理者や看護師だけが考えればいい？」

「施設は病院ではないから、そんなに心配いらない？」

◎感染対策は、スタッフ全員が日常的なケアの時に、

しっかり実践することでこそ効果あり

◎介護現場でも感染のリスクはいっぱいある



3

## 新型コロナウイルス感染症とは

そもそもコロナウイルスとは...

人に感染するコロナウイルスは4種類

感冒(風邪)の原因の10~15%を占める病原体

→2002年 SARS

2012年 MARS

2019年 SARS-CoV-2・・・COVID-19

新型コロナウイルス感染症

と呼んでいます。

4

# COVID-19の特徴

---

## ①重症化リスク

高齢者(65歳以上), 喫煙歴ありの者, 基礎疾患(糖尿病・心不全・慢性呼吸器系疾患・高血圧・がん)ありの者

## ②症状の有無

無症状で経過する者もあり, 全体の70~80%は軽症のまま治癒。

ほか, 20%が入院治療が必要となり, 5%程度が集中治療を要す。

# 感染はどうやって成立する？

---

## ①感染経路

飛沫感染, 接触感染

## ②潜伏期間／感染可能期間

潜伏期間…1~14日間

(曝露から5日での発症が多い)

感染可能期間…発症2日前から

発症後7日~14日程度

# COVID-19の感染経路とは

## ①飛沫感染

感染者の咳・くしゃみ・つばなどの飛沫（飛び散ったしぶき）の中に含まれているウイルスを口や鼻から吸い込むことによる感染。

## ②接触感染

ウイルスが付着した手指で鼻や口、目などに触れることで粘膜を介してウイルスが体内に入り感染。

感染者が咳・くしゃみをする際に覆った手で、ドアノブや手すりなどに触れることでウイルスが付着。他の人がそこに触れてしまうと上記接触感染が成立する。

7

# 必要な感染対策とは

## 通常の感染対策の徹底

### 標準予防策:スタンダードプリコーション

- ①手洗い／手指消毒
- ②個人防護具(PPE)の着用
- ③環境衛生(清潔の保持, 消毒)

全ての患者(利用者)に対して  
標準的に行う感染予防対策

感染症病原体の存在が疑われるかどうかにかかわらず、全ての血液、体液、分泌物(汗をのぞく)、損傷のある皮膚・粘膜は感染の可能性のあるものとして対応する

8

# 標準予防策①手指衛生

感染対策において基本中の基本！

スタッフの手は、利用者や周囲環境に一番触れることになるため、感染源になりやすい

感染源にならない、感染を拡げないために、正しい手指衛生の実施が必要



9

## 手指衛生の種類

### ①液体石けんと流水による手洗い

- ・目に見える汚れがある時
- ・嘔吐・下痢のある患者に触れた・部屋から出た時
- ・アルコール消毒薬に抵抗性がある微生物が想定される場合（ノロウイルス、ロタウイルス、ディフィシル菌など）



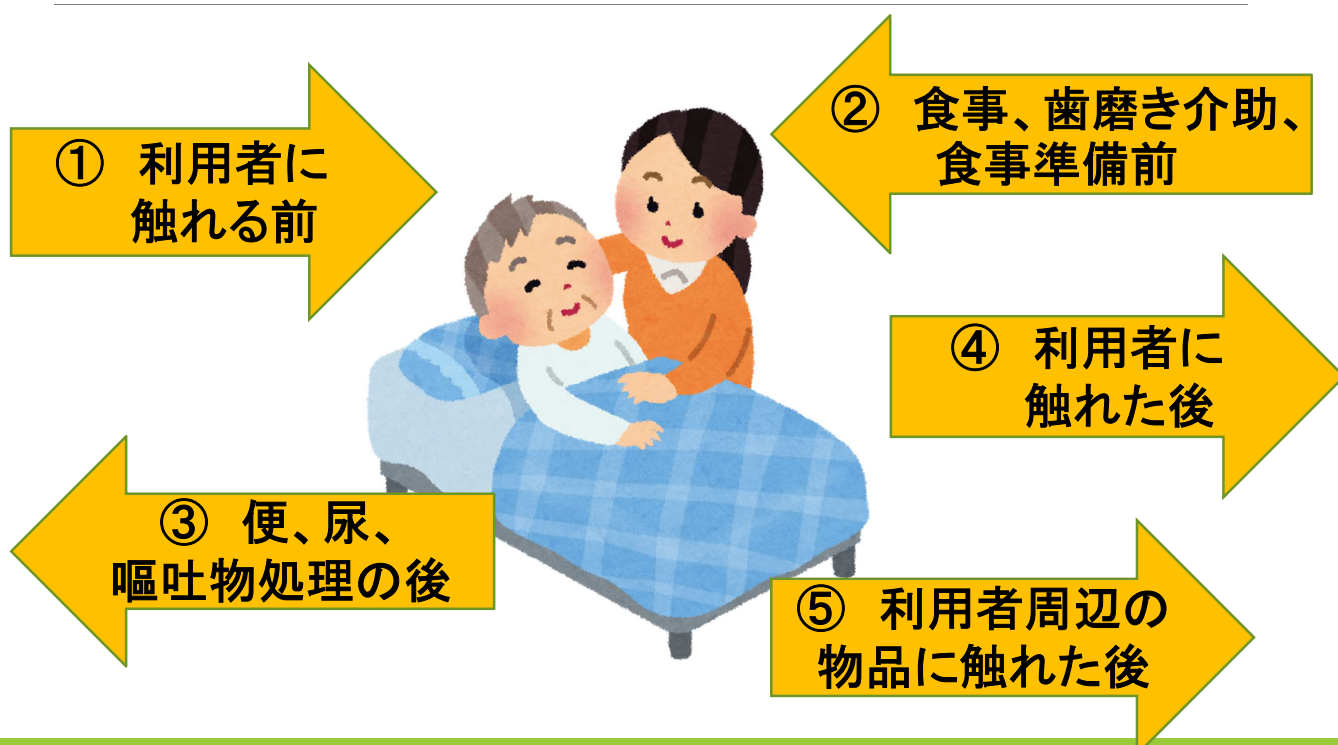
### ②擦式アルコール手指消毒薬による手指消毒

- ・目に見える汚れがない時
- ・短時間で効果を得ることが出来る



10

# 手指衛生の5つのタイミング



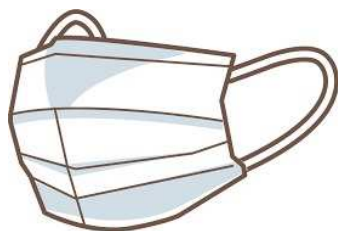
11

## 標準予防策②個人防護具

### PPEとは？

Personal Protective Equipment: 個人防護具

マスク、手袋、ガウン、フェイスシールド、ゴーグル、  
キャップ、シューズカバー etc



血液又は湿性生体物質に触れる可能性がある場合の  
PPEの正しい装着の徹底が重要

12

# 手袋していれば、手洗いは 必要ないか？

手袋をしても  
手洗いの代用にはならない！

- 手袋には目に見えない**小さな穴**があいていることがある。
- 使用中**、気づかない間に穴があくことがある。

手袋の上からアルコール消毒は絶対にしないでください。消毒の効果はほとんどない上、手袋が破損する場合があります！



13

## 標準予防策③環境整備

利用者周辺の環境表面は汚染や埃がないように清掃する。

手がよく触れる場所は、頻繁に消毒する。

(ドアノブ、手すり、テーブル、電灯のスイッチ、  
リモコン、蛇口、トイレ周辺の壁など)

特に感染症流行時期は、時間を決めて環境消毒を徹底する。

効果のある消毒薬を適切に使用する。



14

# 本日の内容

- ①新型コロナウイルス感染症の感染対策について
- ②患者発生時の対応について
  - (1) 保健所の対応
  - (2) 施設での対応

15

## 患者発生のながれ

37.5℃以上の発熱  
呼吸器症状あり  
+  
流行地への渡航, 居住歴  
他の感染症治療の反応が悪い等...

医療機関受診

COVID-19疑いと診断

発症

受診

診断

帰国者・接触者外来は帰国者・接触者相談センターが受診の調整の役割

16



# 相談の目安

(R2.5.8時点 厚生労働省)

①息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

②重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

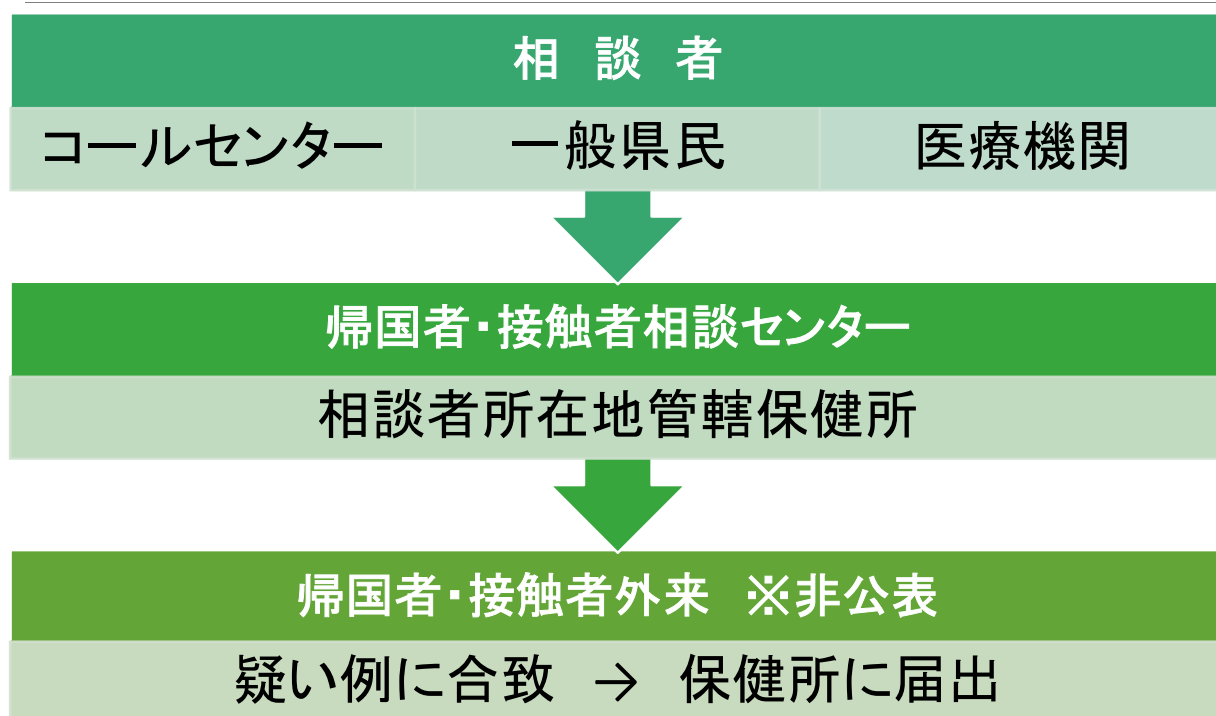
→高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

③上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

※この目安は、相談・受診する目安です。検査については医師が個別に判断します。

17

## 帰国者・接触者外来の受診



18

# 疑い患者(疑似症)の診断すると

発生届

- 医療機関から保健所に届出

PCR検査

- 行政検査の実施(PCR検査等)

結果判明

- 「陽性」→確定患者と診断

入院, または隔離のうえ治療

19

## 疑似症の診断基準(届出基準)

医師は、臨床的特徴を有する者について、新型コロナウイルス感染症が疑われ、当該者を新型コロナウイルス感染症の疑似症と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

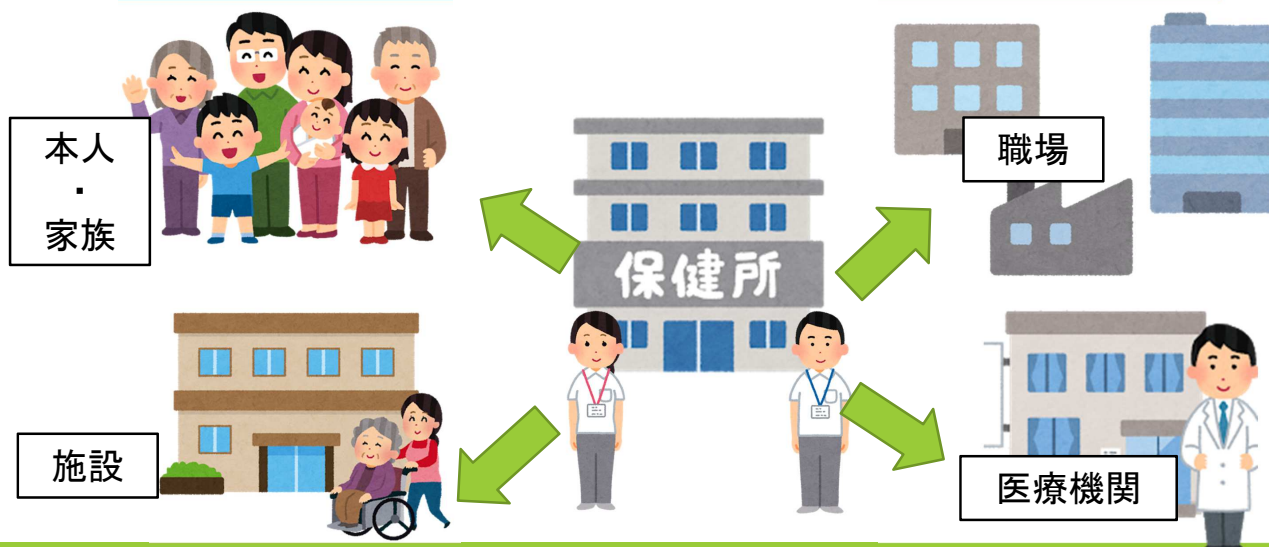
→別紙①にて説明します。

20

# 保健所の対応

疑似症発生届受理

積極的疫学調査開始



21

## 積極的疫学調査とは

### 感染症法第15条

第一項 都道府県知事は、感染症の発生を予防し、または感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするために必要があると認めるときは、当該職員に患者、もしくは無症状病原体保有者または死体の所有者若しくは管理者その他関係者に質問させ、または必要な調査をさせることができる。

第二項 厚生労働大臣は…(上記同様)

第六項 患者若しくは無症状病原体保有者その管理者その他関係者は、第一項または第二項の規定による質問または必要な調査に協力するよう努めなければならない。

22

# 用語の定義①濃厚接触者

「患者(確定例)」「(無症状病原体保有者を含む)の感染可能期間に接触した者のうち、下記に該当する者。

- ・患者と同居あるいは長時間の接触(車内, 航空機内等)があった者
- ・適切な感染防護なしに患者を診察, 看護若しくは介護していた者
- ・患者の気道分泌物若しくは体液等の汚染物質に直接接触れた可能性が高い者
- ・その他:手で触れることのできる範囲(目安1メートル)で,必要な感染防御なしで15分以上の接触があった者(周辺環境や接触状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する)

# 用語の定義②患者クラスター

・連続的に集団発生を起こし(感染連鎖の継続), 大規模な集団発生(メガクラスター)につながりかねないと考えられる患者集団を指す。

・これまで国内では, すべての感染者が二次感染者を生み出しているわけではなく, 全患者の約10~20%が二次感染者の発生に寄与しているとの知見あり。

→**集団の迅速な検出, 的確な対応が  
感染拡大防止の鍵になる**

# 積極的疫学調査の内容とは・・・

- ①基礎情報・臨床情報等
- ②症状の経過, 治療状況
- ③感染源・感染経路等
- ④渡航歴・行動歴(発症前14日～診断時点)
- ⑤接触者調査
  - (1)接触者
  - (2)接触場所
  - (3)接触時間 ... 等

25

## 疑い患者発生時, ご協力いただきたいこと

疑い患者が施設利用者, 職員だった場合

- ①施設利用状況の調査
  - (1)施設内の環境
  - (2)施設利用頻度(利用者), 勤務状況(職員)
- ②施設内での接触者リストアップ
  - (1)接触頻度
  - (2)接触時間
  - (3)接触者のリスク要因

... 等

あくまでも疑いの段階では、**確定患者になったときに迅速に対応できるよう事前の準備**となります。

26

# 疑い患者が**確定患者**に・・・

- ①保健所は患者の行動歴や接触歴をより詳細に調査する。
- ②施設は、接触者リストを保健所に提出し、施設内での感染対策をより強化する等の対応が求められる。
- ③施設は濃厚接触者、またその他接触者の健康観察をする必要のある場合がある。

※状況に応じて、患者の施設での居住環境を調査するために、現地に保健所職員が調査に行く。

## 接触者対応の実際

- ①施設は、利用者と職員の接触者のリストを作成し保健所に提出。
- ②保健所は、リストから濃厚接触者の範囲やその対応を検討。
- ③PCR検査が必要な場合は受検の調整、または14日間の健康観察を実施。

### <接触者リスト>

事業所名〔 〕				接触状況			基礎疾患の有無 (※3)	現在の体調
氏名	生年月日(年齢)	職種	接触月日	1回あたりの接触時間(分)	接触内容 (具体的な支援内容を記入)	接触時のマスク着用の有無		
例 石巻花子	S40年1月1日(44)	ヘルパー	4月2日	15分	・入浴介助 ・衣類の着脱介助 ・食事介助	有・無	有・無	良好・ <u>不調</u> (咳あり)
1						有・無	有・無	良好・ <u>不調</u> ( )
2						有・無	有・無	良好・ <u>不調</u> ( )
3						有・無	有・無	良好・ <u>不調</u> ( )
4						有・無	有・無	良好・ <u>不調</u> ( )
5						有・無	有・無	良好・ <u>不調</u> ( )

# 用語の定義①濃厚接触者

「患者  
接触

・患者  
者

・適

・患者  
能性

・その

**感染防御なし**で15分以上の接触がみついた者（周辺環境や接触状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）

日頃からできる感染対策で、職員と利用者間の**接触リスクを減らすことができる**かもしれません。

## 本日のまとめ

もしも、COVID-19患者が発生したら…

- ・施設は保健所の調査への協力が求められる。
- ・接触者のリストアップ等が必要がある。

→万が一、発生したときに慌てないように  
できる対策を考えて、今から準備しましょう。

# 参 考



## ●高齢者介護施設における感染対策(第1版)

出典:一般社団法人日本環境感染学会

## ●新型コロナウイルス感染症市民向け 感染予防ハンドブック(第2.2版)

出典:東北医科薬科大学感染制御部/東北大学大学院医学系研究科

総合感染症学分野/仙台東部地区感染対策チーム

## ●新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領

出典:国立感染症研究所 感染症疫学センター

## ●厚生労働省ホームページ 介護事業所向け

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00089.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00089.html)

## ●【0406版】自分で行う消毒マニュアル 公益社団法人日本ペストコントロール協会

<https://www.pestcontrol.or.jp/Portals/0/resources/pdf/2020/【0406版】自分で行う消毒マニュアル%EF%BC%88JPCA%EF%BC%89.pdf>

31

## 厚生労働省ホームページ 介護事業所向け

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00089.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00089.html)

言語切替 日本語 ? ▶ 点字ダウンロード ▶ サイト閲覧支援ツール起動 (ヘルプ) | 文字サイズの変更 標準 大 特大 ▶ English site

ひと、暮らし、みらいのために



ホーム

▼ 本文へ ▶ お問い合わせ窓口 ▶ よくある御質問 ▶ サイトマップ ▶ 国民参加の場

Google カスタム検索

検索

テーマ別に探す

報道・広報

政策について

厚生労働省について

統計情報・白書

所管の法令等

申請・募集・情報公開

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 介護事業所等における新型コロナウイルス感染症への対応等について

福祉・介護

### 介護事業所等における新型コロナウイルス感染症への対応等について

- 1. 基本的な事項
- 2. 感染拡大防止に関する事項
- 3. 職員の確保に関する事項
- 4. 衛生用品の確保に関する事項
- 5. 要介護認定に関する事項
- 6. 介護サービス事業所等の人員、施設・設備及び運営基準等の臨時的な取扱いに関する事項
- 7. その他に関する事項

新型コロナウイルス感染症に関する自治体・関係団体向け事務連絡を掲載しています。

政策について

分野別の政策一覧

健康・医療

子ども・子育て

福祉・介護

障害者福祉

生活保護・福祉一般

介護・高齢者福祉

32